

(3) 横断歩道が無い歩道巻込部

歩道巻込部においては、横断歩道がない場合、特に以下の点に留意して敷設をおこなうものとする。それ以外の敷設の基本形状は、「(2) 横断歩道口部」(p18)に準ずるものとする。

横断歩道がないところは、一般的に車道横断の距離が短い道路であることから、横断中に進路を大きく外れる恐れは少ないと考えられる。このため、対面の歩道まで渡り終えたことを確認する役割も担っている車道横断口の点状ブロックも、以下に示すように「5枚」又は「6枚」の幅で敷設することを基本とする。

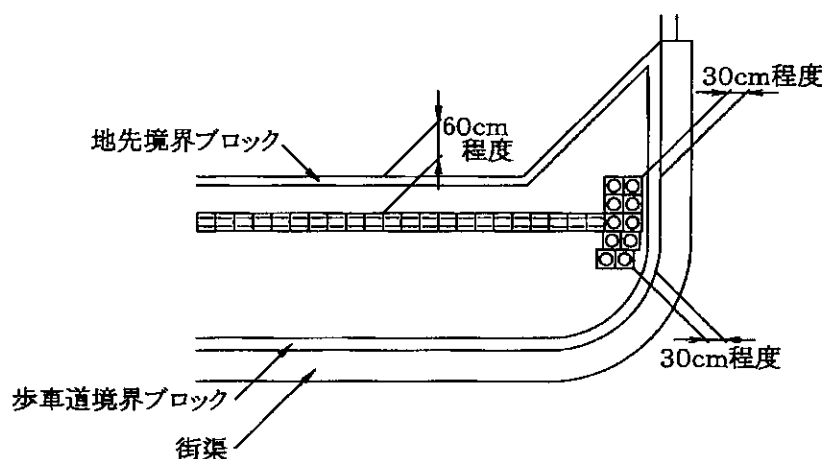
① 連続誘導がある場合

横断歩道がない場合は、横断の安全性を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

<解説>

横断歩道がない場合は、線状ブロックの直線的な連続性を高め、横断における安全性に配慮する。また、点状ブロックも必要以上に、並行する車道側へ広げないよう配慮する。このため、歩道を連続的に誘導する線状ブロックを車道横断口まで直線で延長し、車道側にもっとも近い側の線状ブロック2枚を点状ブロックに変える。そして、このブロックの左右に、点状ブロックをそれぞれ2枚の幅で敷設する。

図3-46



② 連続誘導がない場合

横断歩道がない場合は、横断の安全性を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

<解説>

連続誘導がない場合の点状ブロックの敷設位置も、連続誘導がある場合の敷設位置とほぼ同様の位置となるようにする。このため、図3-47のように、歩道直線部での官民境界線を、横断する車道まで延長し、この線の位置から、点状ブロックを6枚の幅で敷設する。

この時、歩道の形状のため、図3-48のように、点状ブロックA1が敷設

できない場合は、A1、A2の点状ブロックは敷設しないものとする。また、線状ブロックは、「(2)横断歩道口部」(p18)にて示したとおり点状ブロックの中央につなぐよう敷設することを基本としているので、A1、A2の2枚の点状ブロックを敷設しない場合は、Bの2枚の点状ブロックも敷設しないものとする。

図3-47

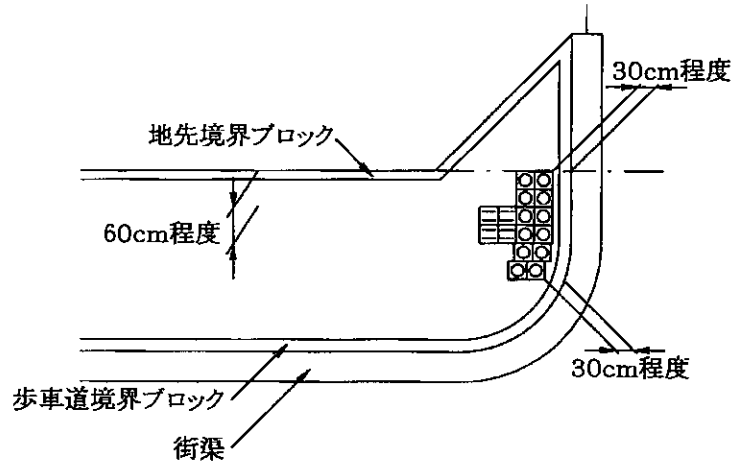


図3-48

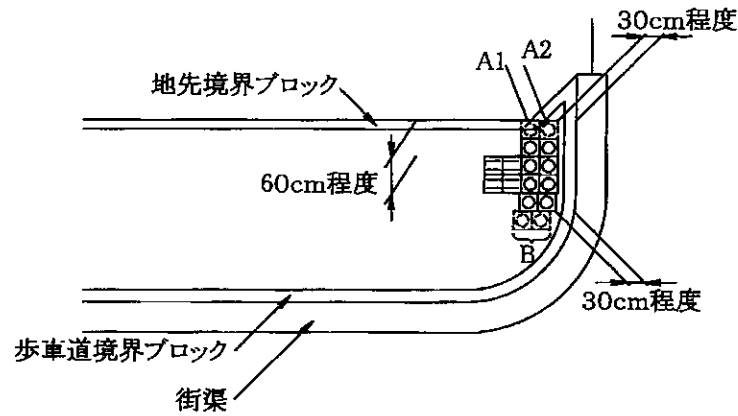


図3-49 車道横断口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合

